平成２５年（再イ）第５４号
北九州市小倉南区蒲生４丁目12番13号
再生債務者　道末　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第２号
広島県安芸高田市向原町保垣1495番地
再生債務者　塚田　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日　広島地方裁判所三次支部

平成２５年（再イ）第１３９号
横浜市中区野毛町１丁目16番地１　ヴェル・クレール桜木町502号室
再生債務者　織部久美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５号
岩手県大船渡市日頃市町字大森58番地
再生債務者　大森　孝也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（再イ）第３１号
和歌山市木ノ本1125番地の６
再生債務者　榎本　健太（旧姓階枝）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再イ）第５７号
埼玉県入間市扇台２丁目５番39号
再生債務者　齋藤　靖男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２２号
千葉県東金市田間165―２―１　タウンコート田間Ｄ棟103号室、住民票上の住所群馬県太田市亀岡町359番地２
再生債務者　小池　清美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第１２６号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字西本坪３番地の24
再生債務者　山下電気保安管理事務所こと　山下　栄三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１４５号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字半之返832番地の３
再生債務者　服部　圭介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１８３号
札幌市北区拓北８条４丁目１番15号
再生債務者　宇田　雅彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１９１号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目７番４―910号
再生債務者　高橋　一浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦143番地34
再生債務者　末松　孝治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日　熊本地方裁判所八代支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 60 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年12月17日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 26 年１月 10 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第N132号
2、名称　株式会社タツノ
3、住所　東京都港区芝浦２丁目12番13号
4、特定計量器の種類　燃料油メーター

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部公告第１号
研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 26 年１月 10 日
研究学園都市計画事業
葛城一体型特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
茨城地域事業本部　本部長　海岸　茂美
記
1　氏名及び住所
氏名　相徳　哲夫
住所　東京都東大和市大字蔵敷1500番地12
2　通知の内容
文書番号　しい事23―190
葛城発指定17―97―１
通知日　平成25年11月12日
仮換地　街区番号　A28街区　画地番号６画地
地積　187.43㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成26年１月10日
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上